

平成 18 年 11 月 7 日

各 位

会 社 名 イソライト工業株式会社
代 表 者 代表取締役社長 橋 正清
(コード番号 :5358 大証第一部)
問合せ先 総務部長 伊達 和宏
(TEL. 06-6345-7231)

過年度決算短信(連結・単体)の訂正発表について

平成 18 年 11 月 6 日付「業績に影響を与える事象の発生について」にて発表致しましたとおり、当社の連結子会社であるイソライト建材株式会社において、たな卸資産の在庫過大計上及び売上値引等の未処理という不適切な会計処理が判明し、その業績に及ぼす影響につき精査してまいりました結果、過年度の決算短信(連結・単体)及び中間決算短信(連結・単体)の記載事項を下記のとおり訂正させていただきます。

また、過年度の有価証券報告書および半期報告書につきましても、本日訂正報告書を提出いたしました。尚、監査法人の再監査を受けております。

このような不適切な会計処理に関し、株主の皆様はじめ関係の皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 訂正を行う決算短信(連結・単体)並びに中間決算短信(連結・単体)の概要

決算期	公表日
平成 15 年 3 月期(平成 14 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日)	平成 15 年 5 月 23 日
平成 16 年 3 月期(平成 15 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日)	平成 16 年 5 月 25 日
平成 17 年 3 月期(平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日)	平成 17 年 5 月 24 日
平成 18 年 3 月期(平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日)	平成 18 年 5 月 15 日

中間決算期	公表日
平成 15 年 3 月中間期(平成 14 年 4 月 1 日～平成 14 年 9 月 30 日)	平成 14 年 11 月 15 日
平成 16 年 3 月中間期(平成 15 年 4 月 1 日～平成 15 年 9 月 30 日)	平成 15 年 11 月 14 日
平成 17 年 3 月中間期(平成 16 年 4 月 1 日～平成 16 年 9 月 30 日)	平成 16 年 11 月 16 日
平成 18 年 3 月中間期(平成 17 年 4 月 1 日～平成 17 年 9 月 30 日)	平成 17 年 11 月 9 日

(注) 平成 15 年 3 月中間期については、連結のみです。

2. 訂正の概要

今般の訂正による過年度の連結・単体業績への影響の概要につきましては、別紙に年度別に訂正前・訂正後・影響額を記載しております。また、該当年度の訂正決算短信(連結・単体)及び訂正中間決算短信(連結・単体)を添付してご報告致します。

尚、影響額には、当該事象に伴い発生した連結決算上の減損損失の影響及び当社個別決算における当該子会社株式の会計上の手当てによる影響が含まれております。

(注) 四半期財務・業績の概況につきましても過年度及び平成19年3月期第1四半期の記載事項を訂正しております。

3. 訂正の経緯・理由

当社の連結子会社であるイソライト建材株式会社において、たな卸資産の在庫過大計上及び売上値引等の未処理という不適切な会計処理について、平成19年3月中間期の当社会計監査人であるあずさ監査法人の監査過程の指摘を契機に、当社、イソライト建材株式会社、あずさ監査法人及び前会計監査人である新日本監査法人の四者で事実確認調査を行い、当該発生原因については次のことが明らかになりました。

① たな卸資産の在庫過大計上について

平成15年3月期から平成17年3月期までの期間において、同社元管理部門担当役員が、製造原価を過大にたな卸在庫に賦課することによって、売上原価を低減させ、利益計上を行っていたことが判明しました。これによるたな卸資産の在庫過大計上額は、455百万円でした。

尚、この処理による金銭の着服は認められませんでした。

② 売上値引等の未処理について

平成15年3月期から平成18年3月期までの期間において計上した売掛債権について、その取引内容を個別に精査した結果、同社営業部門担当役員がクレーム等による売上値引等を適時に処理していなかった事が判明しました。これにより売上値引処理等すべき金額は、70百万円でした。

尚、この処理による金銭の着服は認められませんでした。

4. 今後の善後策について

連結子会社のイソライト建材株式会社では、不適切な会計処理が為された原因を、コンプライアンスに関する認識不足と社内関係部門が行う取引へのチェックが十分機能していなかったと認識しております。当社といたしましても、不適切な事象の防止と発見のための連結子会社に対する監督・監査体制が不十分であったと真摯に受け止め、再発防止にむけて改善措置を実施してまいります。

この事象発生原因と管理体制不足の認識から、イソライト建材株式会社におきましては、
(1) コンプライアンスについて再教育
(2) 相互牽制機能が働く会社組織、体制の確立
等を実施いたします。

また、当社といたしましては、当社及び当社グループ会社において内部統制制度の厳正な運用と連結子会社の管理体制の強化と充実に努めてまいります。

(1) 当社及び当社グループ会社へコンプライアンスについて再教育
(2) 各社に対して実効的監査が実施できるように内部監査グループの強化を図ります。

二度とこのような不祥事が発生しないよう、当社及び当社グループの役員、従業員へ教育、研修、日々の行動管理を通じ遵法行動を徹底いたします。

株主の皆様はじめ関係者の皆様には多大なるご迷惑とご不安をおかけする結果となり、重ねて深くお詫び申し上げますとともに、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(別紙)

平成15年3月期から平成18年3月期の連結・単体業績に与える影響額

(単位：百万円)

		連 結			単 体		
		訂正前(a)	訂正後(b)	影響額(b-a)	訂正前(c)	訂正後(d)	影響額(d-c)
平成 14年 9月期 (中間期)	売上高	5,478	5,432	△ 45			
	営業利益	△ 71	△ 116	△ 45			
	経常利益	△ 160	△ 206	△ 45			
	中間純利益	△ 225	△ 304	△ 79			
平成 15年 3月期	売上高	10,794	10,736	△ 57	8,347	8,347	-
	営業利益	86	△ 66	△ 153	△ 72	△ 72	-
	経常利益	△ 180	△ 334	△ 153	△ 252	△ 252	-
	当期純利益	△ 1,372	△ 1,620	△ 248	△ 1,766	△ 1,905	△ 138
平成 15年 9月期 (中間期)	売上高	4,926	4,926	-	3,639	3,639	-
	営業利益	365	231	△ 133	142	142	-
	経常利益	248	114	△ 133	123	123	0
	中間純利益	195	71	△ 123	140	30	△ 110
平成 16年 3月期	売上高	10,278	10,274	△ 3	7,803	7,803	-
	営業利益	721	474	△ 246	339	339	-
	経常利益	455	208	△ 246	207	207	-
	当期純利益	459	215	△ 243	282	41	△ 240
平成 16年 9月期 (中間期)	売上高	5,219	5,218	0	3,842	3,842	-
	営業利益	332	228	△ 103	145	145	-
	経常利益	273	169	△ 103	264	244	△ 20
	中間純利益	158	△ 14	△ 172	250	△ 282	△ 532
平成 17年 3月期	売上高	10,651	10,648	△ 2	7,968	7,968	-
	営業利益	657	527	△ 130	362	362	-
	経常利益	473	343	△ 130	397	377	△ 20
	当期純利益	353	155	△ 198	430	△ 137	△ 567
平成 17年 9月期 (中間期)	売上高	7,040	7,022	△ 18	4,062	4,062	-
	営業利益	606	600	△ 6	211	211	-
	経常利益	476	469	△ 6	283	273	△ 10
	中間純利益	△ 107	△ 115	△ 7	△ 174	△ 184	△ 10
平成 18年 3月期	売上高	14,592	14,586	△ 6	8,811	8,811	-
	営業利益	1,314	1,309	△ 4	530	530	-
	経常利益	1,094	1,089	△ 4	567	557	△ 10
	当期純利益	217	273	56	48	92	44

(注) 1. 平成15年3月期中間については、連結のみです。
2. 訂正前及び訂正後の各利益の△表示は、損失を示しています。

以 上